

○南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業実施要綱

平成27年12月17日告示第162号

改正 平成28年7月11日告示第190号

(趣旨)

第1条 この告示は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により南相馬市（以下「市」という。）外に避難している者が帰還等の準備のため、小高区内の旅館に宿泊できるよう支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援内容)

第2条 支援内容は、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け小高区内で旅館業を営む者で市と協定書を締結したものの施設（以下「小高区内旅館」という。）に宿泊する場合に、その宿泊に要する費用の一部を市が助成する。

2 宿泊時における飲食料金その他の宿泊に附随して受けたサービスの料金は、当該サービスを受けた者の負担とする。

3 支援を受けることができる人数は、1回につき3人以内とする。

4 支援を受けることができる宿泊期間は、1回につき6泊を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(支援対象者)

第3条 支援の対象とする者は、修繕、清掃、再建等が必要な自宅を市内に有し、原発事故により市外（相馬市及び相馬郡新地町を除く。）に避難している者（以下「対象者」という。）及び対象者を補助するために同行する者又は市長が特に支援の必要があると認めるものとする。ただし、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等は除く。

(申請)

第4条 宿泊の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊を希望する日の3日前までに帰還準備旅館宿泊支援券交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(通知及び宿泊支援券)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、帰還準備旅館宿泊支援券（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に審査の結果を

通知する。

2 市長は、帰還準備旅館宿泊支援券（様式第3号。以下「宿泊支援券」という。）の交付を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、宿泊支援券を交付する。

3 宿泊支援券は、原則として再交付しない。

（内容の変更）

第6条 利用者は、宿泊支援券に記載された内容を変更しようとするときは、変更を受けようとする宿泊支援券を添えて交付申請書を市長に再度提出しなければならない。

2 前項の申請に係る審査の結果の通知及び変更後の宿泊支援券の交付については、前条の規定を準用する。

（宿泊支援券の効力等）

第7条 利用者は、宿泊支援券に記載された小高区内旅館に宿泊期間中無料で宿泊することができる。

2 宿泊支援券に記載された宿泊期間内に利用しなかった宿泊支援券は、無効とする。

3 利用者は、宿泊期間内に利用する予定がなくなった又は前項の規定により無効となった宿泊支援券が生じたときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（宿泊手続等）

第8条 利用者は、宿泊する当日、宿泊する小高区内旅館（以下「宿泊旅館」という。）に宿泊支援券を提出し、宿泊旅館が定める宿泊の手続をしなければならない。

2 利用者は、宿泊旅館を退去するときは、宿泊旅館が定める退去の手続をしなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第9条 利用者は、帰還等の準備以外の目的で宿泊支援券を利用し、又は第三者に宿泊支援券を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（支援の取消等）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し、宿泊支援券の交付決定を取消し、又は宿泊支援券の返還及び宿泊旅館の宿泊料金に相当する金額を請求することができる。

(1) 宿泊支援券を不正に使用し、又は他の目的に使用したとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月11日告示第190号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業実施要綱第4条の規定により作成されている様式書類は、当分の間これを使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南相馬市長

住所
(申請者) 氏名 ⑩
電話番号

帰還準備旅館宿泊支援券交付申請書

南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり宿泊支援券の交付を申請します。

記

1 申請内容

宿泊を希望する期間	年 月 日から 月 日まで（6泊以内）		
宿泊を希望する者の氏名・年齢・性別（全員）	年齢： 性別：	年齢： 性別：	年齢： 性別：
宿泊の目的			
市内の自宅の場所	南相馬市		
郵送先（住民票の住所と異なる場合）			

2 同意事項

- (1) 申請に当たっては、南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業実施要綱の規定に従うことに同意します。
- (2) 市長が、申請者を代理して、申請の内容を宿泊旅館に通知することに同意します。
- (3) 市長が、必要に応じ、申請者及び利用者が南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等であるか否かを南相馬警察署長に照会することに同意します。
- (4) 宿泊に当たっては、宿泊旅館の宿泊約款及び指示を守ることに同意します。

署名 _____

3 添付書類

- (1) 申請者の被災証明書の写し
- (2) 自宅の状態を証明する書類等（工事契約書の写しなど）

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

南相馬市長



帰還準備旅館宿泊支援券（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった帰還準備旅館宿泊支援券の交付について、
下記のとおり決定しましたので、南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業実施要綱第5条第1
項の規定により通知します。

記

1 審査の結果 交付 不交付

2 不交付の場合の理由

様式第3号（第5条関係）

帰還準備旅館宿泊支援券

南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、宿泊支援券を交付します。

本券に記載された宿泊旅館に宿泊期間中無料で宿泊することができます。

なお、本券は、宿泊手続をする際に宿泊旅館に提出してください。

宿泊支援券番号			
宿泊旅館の名称			
宿泊期間	年	月	日から 月 日まで 泊
宿泊する者の氏名			
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・帰還等の準備以外の目的で宿泊しないこと。・本券を第三者に譲渡又は転貸しないこと。・宿泊旅館の宿泊約款及び指示を守って宿泊してください。・飲食料金その他の宿泊に附随して受けたサービスの料金は、サービスを受けた者の負担とします。・宿泊期間内に利用しない場合、本券は無効となります。・宿泊期間又は宿泊者に変更が生じた場合又は宿泊する予定がなくなった場合は、速やかに本券を返還してください。・本券の不正利用等が判明したときは、本券の返還及び宿泊料金に相当する金額を請求します。		

年 月 日

南相馬市長

